# 平成二十年内閣府令第八十四号

行政執行法人の役員の退職管理に関する内

法人の役員の退職管理に関する内閣府令を次のよ づき、並びに同令を実施するため、特定独立行政 する第十五条第一項、附則第八条第一項第一号ロ 第十二条、第十三条第一項、第十五条第一項、第 (1) 及び第二号イ並びに附則第十条の規定に基 ·八条、第十九条第二号、第二十条において準用 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政 (平成二十年政令第三百九十号) 第二条第五 第三条第一項、第四条、第十条、第十一条、

第一条 行政執行法人の役員の退職管理に関する 送協会による放送の役務の給付とする。 する内閣官房令で定める継続的給付は、日本放 政令(平成二十年政令第三百九十号。以下 「令」という。) 第二条第四号及び第十条に規定 (特に密接な利害関係にある場合) (継続的給付として内閣官房令で定めるもの)

第二条 令第三条第一項第二号及び第三号に規定 通則法(平成十一年法律第百三号)第五十四条する内閣官房令で定める場合は、独立行政法人 条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同 る事務が当該利害関係企業等に対し不利益処分 認の申請をした行政執行法人の役員が当該申請 法」という。) 第百六条の三第二項第四号の承 十二年法律第百二十号。以下「準用国家公務員 第一項において準用する国家公務員法(昭和二 じ。)をしようとする場合とする(令第三条第 (行政手続法(平成五年法律第八十八号) 第二 に係る利害関係企業等との間で職務として携わ 一項第一号に該当する場合を除く。)。 2

第三条 令第四条に規定する求職の承認の申請 は、当該求職の承認を得ようとする行政執行法 人の役員が属する行政執行法人を経由して行う

(求職の承認の手続)

は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部2 令第四条に規定する内閣官房令で定める様式 を提出するものとする。

令第四条に規定する内閣官房令で定める書類 次に掲げる書類とする。

利害関係企業等が現に行っている事業の内容 は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該 を明らかにする資料 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又

> 職務の内容を明らかにする資料 承認を得ようとする行政執行法人の役員の

三 承認を得ようとする行政執行法人の役員の との利害関係を具体的に明らかにする調書 ある場合には、承認を得ようとする行政執行 職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等 令第三条第一項第一号に係る承認の申請で

法人の役員の行う職務を規律する関係法令の

法人の役員が、当該承認の申請に係る利害関 を明らかにする調書 る高度の専門的な知識経験を有していること 係企業等又はその子法人の地位に必要とされ ある場合には、承認を得ようとする行政執行 規定及びその運用状況を記載した調書 令第三条第一項第二号に係る承認の申請で

ある場合には、次に掲げる書類 令第三条第一項第三号に係る承認の申請で

請があったことを証する文書 利害関係企業等を経営する親族からの要

と利害関係企業等を経営する親族との続柄 を証する文書 承認を得ようとする行政執行法人の役員

等の地位に就く者を募集する文書 ある場合には、当該申請に係る利害関係企業 令第三条第一項第四号に係る承認の申請で

その他参考となるべき書類

第四条 令第十一条に規定する依頼等の承認の申 請は、当該依頼等の承認を得ようとする再就職 して行うものとする。 者が離職時に在職していた行政執行法人を経由 (再就職者による依頼等の承認の手続)

部を提出するものとする。 式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一 令第十一条に規定する内閣官房令で定める様

(再就職等監察官への届出の様式)

|第五条||令第十二条に規定する内閣官房令で定め 第六条 令第十三条第一項に規定する内閣官房令 る様式は、別記様式第三とする。 (任命権者への再就職の届出等の様式)

2 令第十三条第二項の規定による届出は、 様式第五による届出書によるものとする。 で定める様式は、別記様式第四とする。 別記

3 様式第六による届出書によるものとする。 令第十三条第三項の規定による届出は、 別記

第七条 令第十五条第一項に規定する内閣官房令 項の届出は、前項の届出書によるものとする。 で定める様式は、別記様式第七とする。 (内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式) 令第十三条第六項において準用する同条第三

2 によるものとする。 条第二項の届出は、別記様式第八による届出書 令第十五条第二項において準用する令第十三

3 条第三項の届出は、別記様式第九による届出書 によるものとする。 令第十五条第二項において準用する令第十三

第八条 令第十八条に規定する内閣官房令で定め るものは、国の機関が所管する公益社団法人又 であって、次の各号に掲げるものとする。 は公益財団法人(以下「公益法人」という。)

ら交付を受ける給付金等のうちに占める当該の次年度以降において、当該公益法人が国かの一以上であるもの(ただし、当該事業年度 と見込まれるものを除く。) う。) のうちに占める当該公益法人が第三者 算」という。)において、当該公益法人が国の決算(次号において単に「直近事業年度決 金額の割合が二分の一未満であることが確実 公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の らに類する給付金(以下「給付金等」とい から交付を受けた補助金、委託費その他これ へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分 一般の閲覧に供されている直近の事業年度

二 直近事業年度決算において、当該公益法人 ことが確実と見込まれるものを除く。) 年度以降において、当該公益法人の収入金額以上であるもの(ただし、当該事業年度の次 の総額に占める当該公益法人が国から受ける から受けた給付金等の総額の割合が三分の二 給付金等の総額の割合が三分の二未満である の収入金額の総額に占める当該公益法人が国

けて行うものその他これに準ずるものを除もの(ただし、法令の規定に基づく登録を受 の他これらに準ずる国の事務又は事業を行う らに準ずる処分により、試験、検査、検定そ じ。) の規定に基づく指定、認定その他これ

定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励! 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検 だし、法令の規定に基づく登録を受けて行う を受けて、当該事務又は事業を行うもの(た 基づく指定、認定その他これらに準ずる処分 することを目的として国が行う法令の規定に ものその他これに準ずるものを除く。)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る

国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公 益財団法人)

三 法令(告示を含む。以下この条において同

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要し

第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令 る基礎控除の額に相当する金額の合計額とす 項第一号に掲げる場合における同条の規定によ 得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一 で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地 二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所 き、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第 行うこととなった日から起算して一年間につ 位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を

第十条 令第二十条において準用する令第十五条 別記様式第十とする。 第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、 (内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式)

(施行期日)

第一条 この府令は、国家公務員法等の一部を改 「改正法」という。)の施行の日(平成二十年十 正する法律(平成十九年法律第百八号。 二月三十一日)から施行する。 以下

(経過措置)

第二条 第八条に規定する公益法人には、一般社 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含 むものとする。 (平成十八年法律第五十号) 第四十二条第一項

## 二三号) 則 (平成二一年四月三日内閣府令第

則第一項ただし書に規定する規定の施行の日定める政令(平成二十一年政令第百十六号)附 る法律附則第四条第一項の政令で定める日等を (平成二十二年一月一日) から施行する。 この府令は、国家公務員法等の一部を改正す

## 附 則 (平成二六年五月二九日内閣府令 第四三号)

の日(平成二十六年五月三十日)から施行す る法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行 この府令は、国家公務員法等の一部を改正す

## 令第三号) (平成二七年三月二六日内閣官房

(施行期日)

この内閣官房令は、平成二十七年四月一日か

定する特定独立行政法人を含むものとする。 六十六号) による改正前の独立行政法人通則法 法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 規定する行政執行法人には、独立行政法人通則 の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項に に関する内閣官房令第四条第一項第二号及び第第一条の規定による改正後の職員の退職管理 (平成十一年法律第百三号) 第二条第二項に規 二条の規定による改正後の行政執行法人の役員 3

### 房令第一〇号) (平成二九年一二月二二日内閣官

(施行日)

(経過措置) この内閣官房令は、平成三十年一月一日から

2 この内閣官房令による改正後の行政執行法人 条第二項の規定による届出については、なお従 事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同 よる届出及び同日以後にされる当該届出に係る 国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定に る事項の変更に係る届出、同日前にされた準用 による届出及び同日以後にされる当該届出に係 用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定 による届出について適用し、同日前にされた準 更に係る届出を除く。)及び同条第二項の規定 六条の二十四第一項の規定による届出(同日前 更に係る届出を除く。)、準用国家公務員法第百 にされた同項の規定による届出に係る事項の変 六条の二十三第一項の規定による届出(同日前 において「準用国家公務員法」という。)第百 法(昭和二十二年法律第百二十号。以下この項 第五十四条第一項において準用する国家公務員 立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) は、この内閣官房令の施行の日以後にされる独 に別記様式第四から別記様式第十までの様式 四項並びに第七条第二項及び第三項の規定並び の役員の退職管理に関する内閣官房令第六条第 にされた同項の規定による届出に係る事項の変 2 第二条 この内閣官房令の施行の際現にある第

#### 前の例による。 則 (令和元年六月二八日内閣官房令

3

(施行期日) 第二号

第一条 この内閣官房令は、令和元年七月一日か ら施行する。

(経過措置)

第二条 この内閣官房令の施行の際現にある第四 う。)<br />
による書類は、同条による改正後の様式 規則の様式(以下「旧失退手規則様式」とい 条の規定による改正前の失業者の退職手当支給 によるものとみなす。

2 この内閣官房令の施行の際現にある第五条の 様式」という。)による書類は、同条による改閣官房令の様式(以下「旧職員退職管理官房令 規定による改正前の職員の退職管理に関する内 正後の様式によるものとみなす。

4 同条による改正後の様式によるものとみなす。 規定による改正前の行政執行法人の役員の退職のこの内閣官房令の施行の際現にある第六条の きる。 当分の間、これを取り繕って使用することがで 員退職管理官房令様式による用紙については、 規則様式、旧職員退職管理官房令様式及び旧役 管理に関する内閣官房令の様式 退職管理官房令様式」という。)による書類は、 この内閣官房令の施行の際現にある旧失退手 (以下 「旧役員

#### 令第六号) 則 (令和元年一二月二六日内閣官房

附

する法律(平成三十年法律第七号)附則第一条 第六号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月 日)から施行する。 この内閣官房令は、所得税法等の一部を改正

#### 令第六号) 附 則 (令和二年一二月一八日内閣官房

(施行期日)

第一条 この内閣官房令は、 る。 公布の日から施行す

(経過措置)

みなす。 退職管理官房令様式」という。)による書類は、る内閣官房令の様式(第三項において「旧職員 管理に関する内閣官房令の様式(次項において 規定による改正前の行政執行法人の役員の退職 条の規定による改正前の職員の退職管理に関す 書類は、同条による改正後の様式によるものと 同条による改正後の様式によるものとみなす。 「旧役員退職管理官房令様式」という。)による この内閣官房令の施行の際現にある第二条の

式による用紙については、当分の間、これを取職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様 り繕って使用することができる。 この内閣官房令の施行の際現にある旧職員退

別記様式第1(第3条関係)

到3位1000000000000000000000000000000000000	等に対する水職承認	A 15 4			
11 D 00 10 LL 30	17 (-X) 7 (-X) 14 (-X)				
		+	Н	II (8	77
再使精等取误变员会变员员 殿					
株立行政法人通知法(平成11年法律第10					
法律第120号) 第306条の3第2項第4号の	見定に基づき、下記のとおり	48864	開発な	押負体(別 とす。	H0224
この申請書及び総付書類の記載事項は、	事実に限進ありません。				
0.00					
(505/2) ( )	生年月日(年齢)		_		_
ft. &		4	Я	ES (	(8)
在職務局®	役員の職				
99 - \$2					
現在の職務内容					
解稿子かり Gs	Я п				
原施すたロ 年 市 行政執行法人の名称を記載すること。					
☆ 行政執行法人の名称を記載すること。					_
<ul><li>申 行政執行法人の名称を記載すること。</li><li>・ 承認の申請に係る利害関係企業等</li></ul>	本社所在地				
<ul><li>申 行政執行法人の名称を記載すること。</li><li>・ 承認の申請に係る行言関係企業等</li></ul>	本社所在地				

s	+	iq	ぎの職務	8	era	146	2.9	×	Ŀ	ng	
0	٠.	a.	Z-treE								

(2) という。) 第2条各号)		(A01-48, 51 5		Y RR
	□ 19	□ 29	0.19	0.49
(客関係の具体的な内容				
請者の政長の程度				

2) 等に密接な利害関係の有無 <sup>®</sup>	Ξ
□ 申請者が、何吉関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている。	Т
中語者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている	
每江東陸公村接接柱の直接的公内管	
・特に実験な利害関係はない。	

5	その他参考事項
-	

	再就職等監視委	員会記入開		
交性部分				
处理结果2	K9			
口录器	(投資政分第3条第1項第1号放出)			
口录器	(投資政分第3条第1項第2号該当)			
口 未認	(投資政分第3条第1項第3号該市)			
口录器	(投資政分第3条第1項第4号該市)			
□ 不承認				
0 #FT	(承認を必要としない)			
	しての耐寒条件 不永認の機由			
水認备分		体理年月日		

9は株式第2 (第4条例的) 再税職者による依頼等の承認申請書

協立庁政部人通例は「平成11年伝統第200号)第24条第1項において情報する際家公務 情報120分)第36条の4第5項第6号の模型に基づき、下記のとおり未認を申請します。 この申請券の記載事項は、事項に知識ありません。

(5946) ( f. 8		2000	D (998)	q.	 84.0	
勤務支援利企業等の名称		,	0 M			
進 器 完 TEL(	-	)	FAX (	-	- )	

(株) 年	.11	11 (61.00)	物物	1000	
所属・投資の職等		在職務的			職務内容
	n	46	71	13	
	96	46	75	13	
	n	- 4	71	11	
	96	46	Я	13	
	n	4	75	11	
	95	46	75	13	
-	n	41	Я	13	
5	95	46	75	13	
	n	- 4	Я		
	95	46	75	13	
t a	n	- 4	Я		
ì	95	46	8		
	n	- 4	Я		
	95	46	8		
	n	- 4	Я		
1		- 66	8		

3 要求又は保軽する事項と勤務先営利益			
在職していた行政執行法人等において自 関する要求又は依頼	らが雑誌を決定した動物の	も営利企業等又はその子供人との!	Kill):
	口数指する	口が出しない	
在職していた行政執行法人等において自 政手続伝(平成5年伝律第88号)第2条	らが決定した勤務支援利( 第2号) に関する要求又(	企業等又はその子伝人に対する処: 1依頼	3 (1
	□ 8884.5	口が出しない	

5	要求又は依頼の対象となる傾前等事務の内容
	確な、ガス官しくは水道水の料能又は10本販店協会による販店の投售の設付を受ける契約に関する職務に関するもの
0	その他の展開の連載から他がいる。 「他のでは、「他のでは、「他のでは、 「他のでは、「他のでは、「他のでは、 「他のでは、「他のでは、「他のでは、」

6	要求又は依頼の具体的な内容
Г	
_	A. C. A. S. A. S. C. S.

|別記様式第2(第4条関係)

再提稿等監視委員会記入權										
交際番号										
処理被果似分										
□ #R										
口 不修器										
□ 却下 (未認を必要としない)										
承認又は不幸認の理由										
水配香竹	処理年月日									
to make the contract of the co	l	Arr.								

再般	職者から依頼等を	と受けた場	合の船	出		
					44	Я
再使精等整章官 殿						
総立行政法人通知法(平成11 法律第128号)第106条の4第9 この届出書の記載事項は、事	項類定に基づき、下記	6第1項におい のとおり福台	、て旅用・ をします	0E#1	計員法 (1	B 6022
1 接出者						
(ふりがな) (	) 59	月日 (年齢)				
It &			41	Я	日生(	a
		n#i				
在職務所 <sup>®</sup> 取 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再就職者 (ふりがな) ( 近 名	forts#	(文)法依頼が行				
申 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再致職者 (ふりがな)(	rait. fota#	(文)法依頼が行	riototic s	nş R	В	п
面 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は法頼をした所役職者 (ふりがな) (広 名 動務先官利企業等の名称	すること。 新の氏名等 ) 要求	て、江佐頼が日			п	п
章 行政執行法人の名称を記載 2 更次又は宗朝をした再致職者 (ふりがな) ( 広 名 動務先官利企業等の名称 雌額時の在職職関 <sup>®</sup>	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		в	n
面 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は法頼をした所役職者 (ふりがな) (広 名 動務先官利企業等の名称	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		В	n
章 行政執行法人の名称を記載 2 更次又は宗朝をした再致職者 (ふりがな) ( 広 名 動務先官利企業等の名称 雌額時の在職職関 <sup>®</sup>	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		В	n
② 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再致職者 (よりがな) ( 仮 名 動政党案料企業等の名称 類職等の在職職関 <sup>9</sup> ② 府名等、行政執行法人又は	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		В	10
② 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再致職者 (よりがな) ( 仮 名 動政党案料企業等の名称 類職等の在職職関 <sup>9</sup> ② 府名等、行政執行法人又は	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		8	1)
② 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再致職者 (よりがな) ( 仮 名 動政党案料企業等の名称 類職等の在職職関 <sup>9</sup> ② 府名等、行政執行法人又は	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		В	19
② 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再致職者 (よりがな) ( 仮 名 動政党案料企業等の名称 類職等の在職職関 <sup>9</sup> ② 府名等、行政執行法人又は	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.		В	10
② 行政執行法人の名称を記載 2 要求又は依頼をした再致職者 (よりがな) ( 仮 名 動政党案料企業等の名称 類職等の在職職関 <sup>9</sup> ② 府名等、行政執行法人又は	PS-と、 NOEA等 ) 要8 R	(文/()依頼が () (現	ķ.			10

|別記様式第3(第5条関係)

|別記様式第4(第6条第1項関係)

| 100世紀末年(図 6 条章 1 項目の 1 項目の 1 元章の 1 元章

援助者の氏名又は名称		
MOTEST AND ALLESSES		

□のついた項目は該当する□の申にとめを記入すること。 約支前の未職開始日以後の役員としての在職状況及び職務内容については、 約支前の未職開始日がなかった場合には、再被職の約束をした日以後の役員と しての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第5 (第6条第2項時候) 変更届出 (独立行政法人通明法) (平成11年法律第100号) 第54条第1項に23いて連用する団家公 務員法 (領元22年法律第120号) 第106条の23第1項開発 年 月 日

```
(変数上の注意)
1 ロのコた項目は該当する口の中にレ点を収入すること。
2 開稿的の機能的は3・5 時間は 至の間の代表としての信頼状況及び場所
```